

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

裁判所は証拠調の結果にもとづいて事実の認定をするのみならず弁論の全趣旨をも斟酌して事実の認定をすることができる所以あるから、本件において、原審が上告人らの所論二〇坪の部分の土地の占有を、弁論の全趣旨によつて認定しても、これを以て所論のような違法があるものとはいえない（判例違反の所論は、引用判例の趣旨を正解しないものである）。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	小	谷	勝 重
裁判官	藤	田	ハ 郎
裁判官	谷	村	唯 一 郎
裁判官	池	田	克